

1 7 鳥獣被害防止総合対策について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が行う鳥獣被害防止施設(防護柵等)設置に要する経費等について、平成24年度以降も十分な予算措置を行うこと。
- (2) 市町村の規模や被害実態に対応した柔軟な配分ができるよう、1市町村当たりの推進事業費の上限を撤廃すること。また捕獲等に係る費用についても補助対象とすること。

(背景)

本県の平成22年度における野生鳥獣による農作物被害額は約6億円であり、年々被害の深刻さが増している。特に中山間地域では、鳥獣被害を受けた農地に対する営農意欲の減退により、遊休農地の拡大や農業生産額の減少につながるなど大きな問題となっている。

国は、平成23年度予算において、鳥獣被害緊急総合対策として100億円を措置し、本県もこれを活用し283kmの防護柵の設置を予定しているが、農作物被害が増大してきていることから、市町村からの支援要請は依然として強いため、平成24年度以降も十分な予算措置を講じる必要がある。

現行の推進事業では農作物被害額の多寡等にかかわらず1市町村当たりの事業費に一律の上限が設定されているが、被害の大きい市町村は捕獲機材の整備を優先しているため、急務となっている捕獲の担い手である狩猟者の後継者の育成等が推進事業費では対応できない状況である。

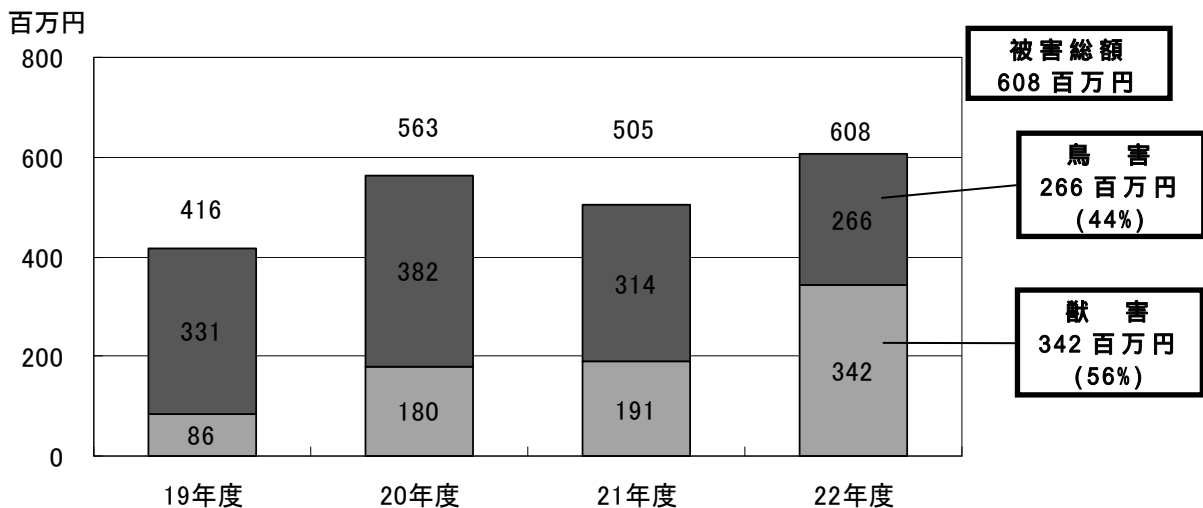
また、市町村は、有害鳥獣の捕獲等(わな設置・見回り管理・捕獲・処分)を狩猟者に委託しているが、これらに係る費用については、推進事業の対象になっていないため、市町村が負担している状況である。

獣類の捕獲頭数は増大しており、鳥獣被害防止に必要な市町村の負担が年々大きくなっていること、また鳥獣被害の多い中山間地域においては、財政基盤が弱い市町村が多いことから、推進事業費の上限を撤廃するとともに、捕獲等に係る費用についても補助対象とする必要がある。

(参 考)

- 1 国の平成 23 年度鳥獣被害緊急総合対策事業 ()内は平成 22 年度当初予算
 鳥獣被害緊急対策事業 10,001 百万円(0 百万円)・平成 23 年度単年度限り(予定)
 鳥獣被害防止総合対策交付金 1,283 百万円(2,278 百万円)

2 愛知県の鳥獣による農作物被害の推移



3 愛知県における主な獣類捕獲頭数の推移 (単位:頭)

獣種	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
イノシシ	2,536	3,888	4,324	8,713
シカ	1,011	1,341	1,508	1,469
サル	113	156	163	269
捕獲合計	3,660	5,385	5,995	10,451